

令和7年度 飯豊町職員採用試験（第2回）案内 (初級行政、初級土木)

1. 試験日程・受付期間

第1次試験	試験日	令和7年9月28日(日)
	試験会場	飯豊町役場（飯豊町大字椿 2888 番地）
第2次試験	試験日	令和7年11月下旬～12月上旬
	試験会場	第1次試験合格者に通知します。
受付期間	令和7年8月19日(火) ～ 9月12日(金)	

2. 募集職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
初級行政	若干名	町長部局、行政委員会(教育委員会・農業委員会等)及び企業(地域整備課等)機関に勤務し、行政事務に従事します。
初級土木		町長部局及び企業(地域整備課等)機関に勤務し、主として土木に関する知識、技術、能力を必要とする業務に従事します。

3. 受験資格

試験(職種)区分	受験資格
初級行政(一般枠)	平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
初級行政(社会人枠)	平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、民間企業などでの職務経験を5年以上有する者
初級土木(一般枠)	平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれ、学校教育法に基づく高等学校、短期大学、高等専門学校およびこれらと同等と認められる学校において、「土木」に関する専門課程を修了し卒業した者(令和8年3月までに卒業見込みの者を含む)
初級土木(社会人枠)	平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、次のいずれかの職務経験を5年以上有する者 ・道路、橋りょう、河川等の土木工事の計画、設計、積算、施工管理等の経験

【受験できない方】

次のいずれかに該当する者は受験できません。

①日本国籍を有しない者

②地方公務員法第 16 条に該当する者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 飯豊町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験内容

区分	試験区分	試験科目	試験内容
第 1 次試験	全職種	総合検査 SPI3(110 分)	性格検査及び基礎能力検査
		作文試験(90 分)	文章による表現力、内容構成等の能力についての作文による筆記試験(800 字以内)
第 2 次試験	全職種	個別面接試験	口述による個別面接試験

5. 申込方法

【申込方法、必要書類】

① 下記 URL にアクセスして、申込を行ってください。

<https://logoform.jp/form/2ikG/447102>



② 申込完了後、下記の必要書類を飯豊町総務課総務財政室まで郵送してください。

(ア)飯豊町職員採用試験受験申込書

(イ)エントリーシート

(ウ)職務経歴書（社会人枠の申込者）

(エ)住民票抄本（本籍の記載不要）

(オ)最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

※ 上記①と②が完了した時点で、正式な受験申込となります。

※ 申込完了後、当日の日程について、こちらから連絡します。

※ 使用する機器や通信環境上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

【注意事項】

- ・ 受験申込書には、申込前 3 カ月以内の写真(縦 4.5 cm×横 3.5 cm)を必ず貼ってください。
- ・ 受験申込書の「学歴欄」には学校教育法第 1 条に規定する学校のうち、中学校以上のものを記載してください。
- ・ 必要書類は、9 月 12 日(金)まで到達したものに限り受け付けます。

【申込先】

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地 飯豊町 総務課 総務財政室

【申込の確認】

受験申込の要件を満たしている方に、受付完了の連絡をします。9 月 19 日(金)までに連絡がない場合は、総務課総務財政室までお問い合わせ下さい。

6. 合格発表等

【合格発表(予定)】

第 1 次試験の合格発表	令和 7 年 10 月下旬
最終合格発表	令和 7 年 12 月下旬
※ 合否結果は、飯豊町ホームページ及び飯豊町役場掲示板でお知らせします。	

【最終合格から採用まで】

最終合格者は、採用候補者名簿に記載されます。名簿の有効期間は原則として 1 年です。採用予定時期は、令和 8 年 4 月 1 日です。

7. 勤務条件等

① 給与月額(初任給)

初級行政、初級土木	189,700 円～
※ 初任給は各人の学歴や職歴・経歴等によって異なりますが、概ね上記のとおりです。このほか、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等を、それぞれの支給要件に応じて支給します。	

② 勤務時間・休日

- ・ 原則として月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までで、週 38 時間 45 分の勤務です。
- ・ 土曜日・日曜日・国民の休日は原則休みですが、職場によっては、休日が変更となる場合があります。

③ 休暇

- ・ 年間 20 日の年次有給休暇が付与されます。
- ・ その他の休暇として、病気休暇、特別休暇(出産休暇(産前 8 週、産後 8 週)、育児休暇、結婚休暇(7 日以内)、夏季休暇(6 日以内)、忌引休暇(最高 10 日まで)及びボランティア休暇(5 日以内)など)、介護休暇などを付与します。

④ 福利厚生

- ・ 職員や家族の病気・出産などのときには、職員共済組合や職員互助会から種々の給付を受けることができます。
- ・ 職員を対象とした定期健康診断など、健康管理関係事業制度があります。



飯豊町は SDGs 未来都市に選定されています。

問合せ先

飯豊町 総務課 総務財政室

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字樺 2888 番地

電話 (0238)87-0520

ファックス (0238)72-3827

電子メール i-soumuzaisei@town.iide.yamagata.jp